

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の22の2第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

対象区域

名古屋市名東区西山本通三丁目7番、7番1、7番2、7番3、7番4
及び7番5

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課